

鳥取県告示第109号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- 賃金引上げ、成果主義賃金導入・賃金体系改悪反対及び夏期一時金（2.5ヶ月＋ α ）以上の保障等に関する件
- 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員及び必要人員の確保並びに欠員の即時補充、3人以上・月6日以内（当面8日）夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- 医療の安全に向けた医療機器・機材などの統一化等に関する件

2 日時

平成22年3月25日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。